

所得税の確定申告、市・道民税の申告

2月16日(水)～3月15日(火)

場 所		日 時
市役所	第1会議室（3階）	2月16日(水)～3月15日(火) ※土・日曜日を除く
	税務グループ （1階6番窓口）	2月20日(日)・3月6日(日)
鷺別公民館		2月21日(月)～23日(水)
婦人センター		3月7日(月)・8日(火)
登別温泉ふれあいセンター		3月4日(金)

9時～11時30分
13時～16時30分
※事業所得などの
確定申告は受け
付けません。



確定申告書は、国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』で簡単に作成することができます。また、送付や電子申告（e-Tax）でも提出できます。

申告が必要な方

市内に住所のある方は、原則として所得税の確定申告または市・道民税の申告をする必要があります。ただし、次の方は申告をする必要はありません。

- 給与収入のみ（年末調整済み）で、勤務先から市に給与支払報告書が提出される方
- 昭和21年1月1日以前に生まれ、収入が公的年金のみ（収入金額が152万円以下）で、所得税が源泉徴収されていない方
- 昭和21年1月2日以降に生まれ、収入が公的年金のみ（収入金額が102万円以下）で、所得税が源泉徴収されていない方

電話で申告ができる方

次の方は、税務グループにご連絡ください。

- 平成22年中の収入が無かった方
- 収入が遺族年金や障害年金、福祉年金などの非課税年金のみの方
- 収入が雇用保険からの給付金や傷病手当金のみの方

忘れずにご連絡ください

医療保険（国民健康保険・後期高齢者医療制度）の保険料（料）の算定や市が行う医療助成の受給者証交付などに影響があります。

申告に必要なもの

- 申告する方の印鑑（朱肉を使うもの）
- 平成22年中の収入金額を証明する書類（原本）
- 給与所得、公的年金の源泉徴収票
- 報酬や料金などの額の証明書類（支払調書など）
- 不動産収入などのある方は、収入・支出の帳簿や領収書
- 生命保険などの年金型受け取りを証明する書類
- 生命保険などの満期・解約時の一時所得を証明する書類
- 平成22年中の社会保険料などの支払いの証明書類
- 国民健康保険税または後期高齢者医療保険料の納付確認書（はがき）または領収書
- 介護保険料の領収書
- 国民年金保険料控除証明書または領収書
- 健康保険料（任意継続）の領収書
- 生命保険料控除証明書・地震保険料控除証明書
- 配偶者に収入のある方は、その収入金額を証明する書類（源泉徴収票など）
- 医療費控除を受ける方は、平成22年中に支払った医療費の領収書と明細書、医療費を補てんする保

険金（高額療養費、入院給付金など）の金額がかかるもの

※領収書は、受診者・病院ごとに分け、『医療費の明細書』（税務グループに備え付け）などに医療費の内訳と合計額を記載し持参してください。

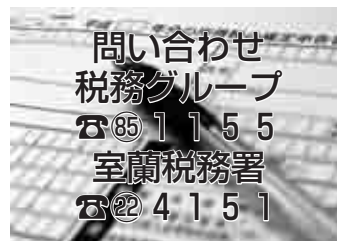
● 住宅借入金等特別控除を受ける方（平成22年中に入居した方）

- 住民票の写し
- 家屋の登記簿謄本の写し
- 家屋の工事請負契約書または売買契約書の写し
- 土地の登記簿謄本や売買契約書の写し
- ※敷地に係る借入金について併せて控除を受ける場合のみ
- 金融機関が発行する『住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書』
- 建築士から交付された『増改築等工事証明書』
- ※家屋の増改築の場合のみ
- 障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳など
- 所得税の還付を受ける方は、申告者名義の金融機関名・支店名・口座番号の分かるもの

住宅借入金等特別控除を受けられる方へ

平成11年～18年、平成21年～22年入居の方

所得税の額から住宅借入金等特別控除額を控除しきれない場合、翌年度の市・道民税の所得割額より控除できる場合があります。平成22年度より『住宅借入金等特別税額控除申告書』の提出が不要となりましたので、一部の方を除いては申請の必要はありません。申請が必要な方には、市からご連絡します。



所得税の確定申告、
市・道民税の申告

広報のぼりべつ2011年 2月号